



# インターネットで 動画を「ダウンロード」

— それ適法？ 違法？ — 弁護士 國松 崇

新人YouTuberのAさんは、インターネットで見つけた面白い動画や、好きな作家のイラストなどを、ダウンロードして自分のパソコンに保存し、自分の動画を作る際の参考にしていました。Aさんのこうした行為は著作権法上、問題はあるのでしょうか？

## ◆— 解説

### 1. 「ダウンロード」という行為

昔は写真1つダウンロードするのに何分もかかりましたが、今は1枚の写真や画像であれば一瞬で、ちょっとした動画なら数分程度でダウンロードできる時代になりました。皆さんの中でも、パソコンやスマホで、インターネット上のコンテンツを一度もダウンロードしたことがない方は少ないのではないのでしょうか。

何気なくやっているこの「ダウンロード」という行為ですが、一般的には、インターネット上のファイルを、自分の領域（パソコンやスマホ）に送信させ、ハードディスクなどの記録媒体上に保存する、という一連の動きを言います。これを著作権法的に説明すると、インターネット上にある「著作物」を、自分のパソコンなどのハードディスク（記録媒体）の中に、複製（コピー）する、ということになります。

つまり、動画やイラストなどの「ダウンロード」は著作物の「複製」に当たり、本来であれば、当該コンテンツの著作権者に許諾をもらわなければ、著作権侵害になってしまう行為なのです。

### 2. 個人的に見たり聞いたりするために

#### ダウンロードするのはOK？

似たような行為で、好きなテレビ番組を、後で見ようと思ってハードディスクレコーダーに録画（保存）するのも、著作権法では「複製」に当たります。でも、その際にテレビ局などの許諾を取ったりしていませんよね。

なぜこれが許されるのか？ それは、著作権法に「私的使用のための複製」であれば、例外的に著作権者の許諾を得ずにやっていいとの定めがあるからなんです（著作権法第30条第1項）。

全国各地で日常的に行われているこうした行為を把握するのは困難ですし、逐一許諾が必要だとすると、許諾を求める側も、求められる側も大変です。そこで、私的領域で個人的に楽しむ分には、著作権者の利益にほとんど影響はないだろうという考えに立ち、許諾なしでもOKにしようというルールが設けられたわけです。

この定めに従えば、Aさんがインターネット上で見つけた動画やイラストをダウンロードすることは、あくまでも自分の今後の参考資料とするためである限り、著作権者の許諾を得なくてもよい、ということになります。

### 3. それでもダウンロードが違法になる場合に注意！

ただし、たとえ「私的使用のための複製」であっても、「ある条件下」においては、原則どおり著作権侵害になってしまう場合があります。それは、ダウンロードしようとしている動画やイラストなどのファイル（著作物）が、そもそも著作権者の許諾なしに、そこに置かれていた（アップロードされていた）ような場合です。分かりやすく言えば、権利者に無断で多数のコンテンツが置かれている「違法ダウンロードサイト」や「海賊版サイト」などでコンテンツをダウンロードするのはダメだということです。

違法に流通しているコンテンツの複製を見逃していると、結局次から次へと複製が繰り返されてしまい、権利者に利益が還元される正規の流通ルートが潰れてしまいかねません。こうした悪い流れを断ち切る必要があることから、近年ルールが設けられました。違反すれば刑事罰の対象にもなりますので、これからの時代、ダウンロードするサイトが適法サイトなのか、きちんと確認する習慣も身に付けておきましょう。

執筆者プロフィール

國松 崇（くにまつ・たかし）

弁護士（第一東京弁護士会）。同志社大学法学部、首都大学東京法科大学院卒業。TBS初の社員弁護士として、ビジネス・エンタテインメント法の分野で幅広く経験を積んだ後、東京リベルテ法律事務所に移籍。趣味はゴルフとお笑い鑑賞。